



熱気で会場が揺れた!!

10.28大決起集会

厚労省の不誠実な対応に抗議し、一刻も早い全面回復を



ハイブリッド形式で1400人以上の参加

10月28日(火)、東京・ニッショーホールでハイブリッド形式の「いのちのとりで裁判10.28大決起集会」が開かれました。会場には800人、オンラインでは600拠点、あわせて1400人以上の参加がありました。また、国会議員、新聞など多くのメディアが駆け付け、会場は熱気にあふれました。

6月27日に画期的かつ歴史的な最高裁勝訴判決が言い渡されたにもかかわらず、4ヶ月が経った今も厚生労働大臣など国からの謝罪がなく、原告・弁護団・支援する会などの当事者と実質的な協議も行われていません。今回の集会は、こうした現状に抗議するために開かれましたが、全国各地から訴訟関係者が集まっただけでなく、国会議員、さまざまなかつての方々などから力強い連帯アピールがあり、十数年間の裁判で培われた運動の力を確認し合える機会となりました。

司会は、共同代表の雨宮処凜さんと稻葉剛さん。

開会の挨拶では、共同代表で全国生活と健康を守る会連合会の吉田松雄会長が、厚労省が最高裁判決後に立ち上げた専門委員会の議論のポイントを紹介し、「我々の大いなる奮闘が求められている」と呼びかけました。

基調報告「最高裁判決を手に進もう」

小久保哲郎弁護士が、基調報告を行いました。最高裁判決後も、厚生労働省が当事者を軽視し続いている不誠実な対応を厳しく批判しました。厚労省は今後の対応を、一方的に決めた「専門家」の審議に委ねており、小久保弁護士は専門委員会での議論状況を紹介しました。

また、専門委員会のとりまとめや年末の予算編成を見据え、政治の動きを注視しながら、国の対応を監視し、声を上げ続ける必要があると強調しました。

政権が変わり、情勢は厳しいものの、「決して振り出しに戻ったわけではない。私たちは歴史的な最高裁判決を手に、確信をもって進もう」と呼びかけました。

全国の原告からの訴え

大阪「原告には開廷前の状態を、原告以外も補償を」

大阪の新垣敏夫さんは、「厚労省は原告に向き合はず、違法で異常な状態を4か月も続けています。この間にも亡くなる原告がいます」と訴え、早期解決を求めました。「原告にはゆがみ調整も含めて改定前の状態に戻してほしい。原告以外の保護利用者にも補償が必要です」と述べ、大阪市議会で被害回復の意見書が全会一致で採択されたことを紹介しました。物価高騰の中での生活を踏まえ、速やかな経済対策も求めました。

愛知「厚労省の動きを注視していかねば」

愛知の澤村彰さんは、名古屋高裁での裁判を振り返り、生活扶助 CPI の不合理さや厚労省の主張の矛盾を指摘しました。「厚労省は専門家の意見を本当に尊重する気があるのか疑わしい。引き続き注視していく必要がある」と述べました。

北海道「物価高の現在だからこそ、一刻も早い解決を」

北海道の鳴海真樹子さんは、自身の生い立ちと生活保護を受けるまでの経緯を語り、「2013年から生活扶助費が減額され、お風呂の回数を減らし、食事も2食にするしかありません」と生活の厳しさを訴えました。「冬の灯油代は年々上がり、食費もこれ以上削れません。北海道でも原告がすでに38人亡くなっています。一刻も早い解決を望みます」と話しました。



富山「名前や顔を出すのは、貧困は自己責任であるとの考え方への異議申し立て」

富山の村山和弘さんはオンラインで参加し、「亡き妻の思いを引き継いで原告となり、全国の仲間とつながることで生きがいを感じています」と語りました。最高裁で勝ったら、謝罪と補償があるものだと思っていたが、国は専門委員会を口実に、生き残っている原告が死ぬのを待っているのではないかと思っていること、近年外国人を排除する動きがあるからこそ、在日の人もこの裁判を応援してくれていることを話しました。最後に「私が名前や顔を出して裁判に臨もうと思ったのは、貧困であることは自己責任であるとの社会のあり方に声を上げていこうと思ったからです」と語りました。

国会議員からの力強い発言が続く



(政党からの応援メッセージ)

れいわ新選組の木村英子議員、立憲民主党の長妻昭議員・藤原規眞議員、日本共産党の小池晃議員・辰巳孝太郎議員・白川容子議員・山添拓議員、社会民主党のラサール石井議員にご登壇いただきました。原告への謝罪と被害回復の実現をともに目指そうと力強く呼びかけました。

れいわ新選組・天畠大輔議員からは賛同メッセージが届きました。

幅広い団体からの連帯アピール

日本弁護士連合会副会長の拝師徳彦さん、日本司法書士会連合会常任理事の内田雅之さん、日本精神保健福祉士協会常任理事の洗成子さん、労働者福祉中央協議会事務局長の南部美智代さん、全日本民主医療機関連合会理事の石塚俊彦さん、NPO法人 POSSE 代表理事の岩本奈々さんが登壇。

最高裁判決後の行動や生活保護制度の改善に、連帯してとりくんでいくとお話しいただきました。

集会アピール「だまってへんで、これからも」



(集会アピールを読み上げる森絹子さん)

(C)生活ニュースコモンズ写真提供

京都の原告や支援者が横幕やのぼりを掲げて登壇。原告である森絹子さんが集会アピールを読み上げ、最後に登壇者と声をあわせて「だまってへんで、これからも」と気勢をあげました。大きな拍手のなか、集会アピールは採択されました。

閉会挨拶「諦めない、つたえる、つながる」

閉会の挨拶では、共同代表の藤井克徳さんが、集会を振り返り、「国は最高裁判決を『一部敗訴』とうそぶき、國民がそれを支持すると考えている」と指摘しました。「専門委員会は國の“隠れみの委員会”になっている。司法を軽視する國の姿勢こそ問題だ」と批判し、「悪政は運動の帆を強くする。諦めない、つたえる、つながる、が大切だ」と締めくくりました。

厚労省前で「当事者の声を聞け」



(厚労省前でのアピール)

集会の後、厚労省前に移動し、最高裁判決後も続く不誠実な対応を批判。謝罪と一刻も早い被害回復の実現を求めました。



10.28 大決起集会アピール



ちょうど10年前の今日、日比谷野外音楽堂に4千人の仲間が集まりました。「人間らしく生きたい 守ろう憲法25条 10.28 生活保護アクション in 日比谷」です。この生活保護問題では初めての大きな集会が、生活保護基準という“命の砦”を守り、より良いものしていくスタートとなりました。

各地で裁判がたたかわれる中、集会の翌年となる2016年11月7日に、220人の当事者・支援者が参加して、「いのちのとりで裁判全国アクション」が結成され、全国で手をつないでたたかってきました。

権利のために声をあげると、すぐにバッシングされるという風潮の中、その逆風に身をさらしながら立ち上がり、顔や名前も出し、街頭で声を上げた原告。それを支えた弁護士や支援者。その思いにこたえる形で最高裁判所は、今年6月27日に原告勝訴の判決を言いわたしました。

しかし、判決から4ヶ月。最高裁で違法判断が確定したにもかかわらず、いまだに厚生労働大臣は謝罪もせず、被害回復のメドさえ示していません。それどころか、決着がついた問題を蒸し返して専門委員会で論議し、新たな引き下げを行おうとしている疑いさえあります。

生活保護基準が違法に引き下げられてからすでに12年。原告の2割以上が亡くなっています。

私たちは求めます。原告だけでなく、すべての生活保護利用者に対して、謝罪すること。そして、一刻も早く被害を補償すること。さらには、再発防止のための検証を行うこと。そのためにも、厚生労働大臣は私たちとの話し合いのテーブルに付くべきです。

私たちはあきらめません。人間の尊厳を守り抜くためたたかいます。

「だまってへんで、これからも」

最高裁判決後、相次ぐ 石川・富山・三重訴訟で高裁勝訴



(石川・富山訴訟の原告、弁護士ら)



(三重訴訟の弁護団ら)

名古屋高裁金沢支部で石川・富山訴訟の勝訴

9月17日、名古屋高等裁判所金沢支部は、石川県内の生活保護利用者3名と富山県内の生活保護利用者5名が、金沢市や富山市ほか石川県および富山県の自治体を被告として提訴した件につき、生活保護基準引き下げ処分を違法として取り消す原告勝訴判決を言い渡しました。地裁判決段階では、石川訴訟は原告敗訴、富山訴訟は原告勝訴と結果が分かれていましたが、6月27日最高裁判決をふまえ、高裁判決はどちらも原告勝訴でした。

名古屋高裁で三重訴訟の勝訴判決

9月27日、名古屋高等裁判所は、津市ほか三重県内の保護利用者27名（提訴時、その後死亡等により被控訴人は17名）が、三重県内の自治体を被告として提訴した件につき、地裁判決に引き続いての原告勝訴でした。

3つの高裁判決の判断

3つの高裁判決は、その判断枠組みや違法性の判断は、最高裁判決と基本的に同じです。

すなわち、老齢加算訴訟最高裁判決と6月の最高裁判

決を引用して「判断過程審査」による判断枠組みを示し、デフレ調整について、「物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討が経られていない」点が専門的知見を欠くとして違法性を認めました。但し、ゆがみ調整と2分の1処理について、石川訴訟・富山訴訟判決は、最高裁判決（多数意見）と同様に違法性を否定しましたが、三重訴訟判決は判断を示しませんでした。

富山の原告「皆の力でついに、勝利に到達」

9月17日の判決後に、石川と富山訴訟合同で、判決報告会と記者会見がありました。富山訴訟原告の村山和弘さんは、亡き妻から原告を引き継いで闘ってきました。「（勝って）よかったです」ところですね。皆の力でついに、この勝利に到達したと、歴史的な勝訴だということを感じています。」と話しました。石川の原告は「長い闘いだった」と話し、勝訴を喜びました。

今後も高裁判決が続く見込みですが、最高裁の判断に従い、原告勝訴判決が続くことになります。国は、最高裁判決を真摯に受けとめ、一刻も早く、原告とすべての生活保護利用者に謝罪し、被害回復措置を講じるべきです。

いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

（口座）○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408（読み ヨンゼロハチ）【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前（所属）
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。